

働き方改革関連法が成立して29日
で1年となる。4月から順次施行さ
れ、残業上限規制は大企業への適用が

山田健太の ジャーナリズム 時評

5月の記事から



やまだ・けんた 専修大学
ジャーナリズム学科教授、学
科長。専門は言論法、ジャー
ナリズム論。日本ベンクラ
ブ専務理事。著書に「神輿報
道」(法とジャーナリズム
第3版)「現代ジャーナリス
ム事典」(監修)「放送法と権
力」ジャーナリズムの行方。

逸脱を監視

報道において象徴からの逸脱とは何を指すのかであるが、ここでは以下の5点から考えてみよう。第1は、戦前の主権者たる地位ではない以上、正統化や神聖化につながる報道は慎む必要がある。政権発において、象徴から元首への

4月の改元発表に始まった一連の天皇代替わりに伴う報道が、一段落している。ただし今後も、皇位継承に伴う儀式が続くし、皇室全体で見れば日常的に多くのニュースが流れている。英国では昔から大衆紙の話題は、王室、軍(軍事紛争を含む)、有名人と言われ続けてきたが、日本の場合も週刊誌やテレビの情報系番組の関心事はほぼ同じと言えよう。有名人スキャンダル、嫌韓反中代表される隣国への言いがかり、そして皇太子結婚報道などの皇室ものであるからだ。ただし天皇・皇室の報道に関しては、「象徴」としての地位からの逸脱がないことが求められる。そこで、憲法との関係から紙面扱いを検証してみたい。(毎月第3水曜掲載)

さらに関連して第3は、政教分離の厳格な適用である。これには

第2は、これと関連して天皇の「政治利用」を監視する目である。いつまでもなく天皇の行為は限定列挙で憲法に定められている。こうした国事行為以外にも実際には公的行事があるが、これらと私的な行為は峻別される必要がある。この境界線が曖昧になることや、時の政権の都合によって天皇の行為を左右することはあってはならない。これは先に述べた元尊化につながる可能性もあるから

改憲が企図される昨今ではあるが、こうした議論に現行憲法下での報道スタンスが影響を受けることがあってはなるまい。



天皇の代替わりと改元を伝える本紙

天皇をどう報じるか

「政治利用」

報道として別々を考えると、一つ目は「元号」の扱いだ。新しい元号が何になるかは、一般的興味からしても経済活動の側面からも大きな関心を生むことは間違いない。あるいは、まさに年替わりのような社会現象を生んだこともニュースの対象であろう。

この元号使用について、制定時に政府は「協力は求めることはあっても、強制することが拘束するものではない」と明言している。一方で行政機関内の使用は、内規によって義務化されてきた。その結果、法律上の根拠がないまま日常

それからすると、この3カ月間の紙面扱いは努力の跡が見られる。さらなる工夫の余地が残る。

二つの側面があつて、一つは皇室家の私的な宗教行事と公的行事の峻別だ。これは前に述べた境界線の曖昧さにも深く関係している。もう一つは、一般の市民の信教の自由が不当に制約されるもろろ、内心の強制があつてはならない。この基準からの逸脱およびその危険性に対し、報道機関は常に憲法を守る立場から監視の目を光らせねばならない。

二つ目には「皇室外交」の扱いだ。強固な同盟関係にあるトランプ大統領を国賓として迎え、その宮中での式典の様子をうしろ中継させるさまは、政治利用の色彩が極めて強い。本紙の場合も、さすがにこれらを政治行事用語としての「外交」とは表記していなかったが、せめて解説等で疑問を提示しておく必要はなかったか。

情報の公開

この点に関連して問題になるのが、第4の天皇関連情報の非公開傾向だ。先の凶妻は、写真は公開しても内容は公開しないのが「不文律」とされている。皇室会議にいたっては、過去においては議事録が明らかになってきたが、今回の皇

さらに二つ目としては、皇室行事の国家行事化である。宮中祭祀の国賓利用について、齋田昌定の儀を報じる中で指摘がなされていたが(5月14日付)、一度、全体を覆って行事の性格付け(国事行為と皇室行事、公的性格の範囲と公金支出の関係など)を確認することは必要だろう。

また、皇位継承儀式である5月の創元奉承の儀と、直前の4月に行われた親鸞の儀とは一体のものと思われるが、その扱いの違いをどう説明するのか。関連して、内閣映像の即日公開を記事化していたが(5月16日付)、なぜこれが政治利用にあたる可能性があるのかの説明があれば、より問題の全体像を明らかにすることができただろう。

位的な強制使用が広がる現状にある。それゆえに、「令和、いいね!」的紙面作りが優先しがちななか、立ち止まって考える必要を指摘した、識者見解(4月16日付)は時宜を得たものだった。こうした運用美態は、新元号によって変わるものではないが、少なくとも原則を確認するよい機会であるから

位継承を議論した会議では、記録をそろえないことを「祝い事だから」という理由で正当化している。行政機関は、公的情報である天皇・皇室の情報を速やかに国民に知らせ、公開する義務を負うし、取材・報道の自由が不当に制限されるようなことがあつてはならないのであつて、政府および宮内庁における事務制約は、公式・非公式を問わず許してはならないことはいつまでもない。

そして最後に第5には、天皇や天皇制に関する議論・批判は、自由かつ多角的に行われなくてはならない、という当たり前の確認である。もちろん、皇位継承権を含む皇室典範の見直し議論もそうだが、より大きくは、天皇制も含む国の「緩やかな合意」を目指すべきは、ジャーナリズムの大切な役割だ。戦前の天皇の国から戦後の「平和を希求する国」として国体が変わつたと指摘する記事(4月30日付)や社説(4月29日付)も含め、さらに活発な紙面展開を期待したい。

にもかかわらず、こうした行事を正式な国家行事として認定する理由や、そこで使用される三種の神器がどんなものか、それを国事行為の道具として使用する以上、説明責任があると思われるが、どこからも情報の開示はない。些細なことではあるが、実際はアプリカ(形式)を使用していることなども含め、きちんと報道をしていくことが必要だろう。

※カカロコでうろこ解説も。

「論説・特報」へのご意見、ご感想をお寄せください

ファクス=045(227)0153=か電子メール=houdo@kanagawa-np.co.jp=で神奈川新聞報道部まで。

この医薬品の誕生

4つの有効成分を国内承認基準の最大量配合!!

フルスリチアミン塩酸塩

効く理由①

これが効く理由①

効く理由②

これが効く理由②

効く理由③

これが効く理由③

この医薬品の誕生秘話! 65歳以上の3人に1人がひざ・腰・肩の痛みを訴える。社長の両親の経験をもとに、この医薬品を開発した。4つの有効成分を国内承認基準の最大量配合!!

フルスリチアミン塩酸塩